

## 生活介護、短期入所生活介護の利用に伴う利用者負担の助成要領

(目的)

第 1 条 この要領は、社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の趣旨に則り、同制度の導入をしていない「社会福祉法人びゅあ」が、他の法人が行う障がい福祉サービスとの公平性を保つこと並びに利用者満足度の高いサービス提供に資するため、利用者負担の助成を行うことを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 「社会福祉法人びゅあ」が運営する障がい福祉サービス事業所の利用者が同事業所に支払う次の各号に規定する利用者負担金の助成をするものとする。

(1) 生活介護

定期的な通院をしていない生産活動を行っている者であって、各健康保険組合等による健康診断の機会がないため、その受診を希望する場合

(2) 短期入所生活介護

日中活動サービスとして、「社会福祉法人びゅあ」が運営する生活介護事業に通所し、同事業所で各利用者負担を支払っている者が、短期入所生活介護を併給する場合

(利用者負担金の種別及び助成額)

第 3 条 利用者負担金の種別及び助成額は次の各号に規定するものとする。

(1) 生活介護

健康診断費用の半額 (年1回)

(2) 短期入所生活介護

食費、光熱水費、日用品費、室料の全額 (月毎)

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。